

令和 7 年度 共同募金配分基準

令和 7 年度共同募金に基づく令和 8 年度実施事業への配分は、社会福祉法人山形県共同募金会配分要綱によるほか、次の配分基準により行う。

I 共通事項

- 1 介護保険制度に関わる事業（特別養護老人ホーム、老人デイサービス等々）は、配分の対象としない。
- 2 同一団体は、同一事業年度に複数の配分申請をすることができない（市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）を除く。）。但し、下記Ⅱの 3、4、6 の事業の実施場所が違う場合は、当該事業で複数の申請を行うことができ、また福祉車両整備事業を申請する団体は、他の事業を申請することができる。
- 3 配分額の決定にあたっては、配分要綱第 7 の(2)により、配分委員会において配分予定額を査定する。
- 4 配分を受ける団体は、募金箱の設置、又はポスターやチラシの掲示等、共同募金運動に協力するよう努めなければならない。
- 5 事業の実施にあたっては、共同募金受配事業であることを明示するほか、広報紙等により広く周知しなければならない。
- 6 この基準は、令和 10 年度を目途に見直しを行うものとする。

Ⅱ 事業毎の基準

1 社会福祉協議会が実施する事業

（1）山形県社会福祉協議会への配分

山形県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する広域活動支援事業に対し、以下に掲げる額を配分する。

配分上限額 240 万円

（2）市町村社協への配分

市町村社協に対する地域配分は、申請額によるものとする。

また、広域配分については、各事業の配分上限額の範囲内とする。

2 広域活動支援事業

（1）県全域で活動する団体による、地域福祉の推進を目的とした社会福祉事業や更生保護事業を配分対象とする。

（2）配分の額は、地域福祉の推進を目的とした社会福祉事業を行う団体にあつては 1 団体あたり 30 万円（県社協を除く。）、更生保護事業を行う団体にあつては 1 団体あたり 20 万円を上限とする。

（3）地域福祉・在宅福祉事業と同時に配分申請をすることができない。

（4）この事業の取扱い、別に定める「広域活動支援事業配分取扱要領」により実施する。

3 障がい者就労支援事業

- (1) 障がい者の就労のための就労継続支援事業所及び地域活動支援センター等（社会福祉法人を除く）を対象とする。
- (2) 1 作業所当たり 10 万円を授産用機器、又は感染症対策・防災対策に資する備品の整備事業に配分する。
- (3) 10 回（障がい者小規模作業所支援事業として平成 17 年度から配分を受けた回数を通算する）を超えて配分を受けることはできない。
- (4) 配分対象は、必要性・緊急性の高い物品に限る。なお、中古物品、作業に係る材料費、消耗品、購入や設置のための諸経費及び建物の増改築・改修工事は対象外とする。
- (5) 施設への配分であり、個人の所有物である場合は配分対象としない。

4 こどもの居場所確保支援事業

(1) 民営学童保育所支援事業

- ① 1 学童保育所（支援単位）当たり 10 万円を機器、遊具等の備品整備事業に配分する。なお、全体の申請額が予算額を超える場合は、感染症対策や防災対策用備品の整備を優先し、あわせて過去の実績等を考慮して配分先を決定する。
- ② 同一民営学童保育所には配分後 2 か年間は配分を行わない。
- ③ 配分対象は、必要性・緊急性の高い物品に限る。なお、中古物品、消耗品、購入や設置のための諸経費及び建物の増改築・改修工事は対象外とする。

(2) こども食堂・地域食堂等運営支援事業

- ① こども食堂・地域食堂（広く参加者を募集し、子どもやその家族等に無料又は低額で食事や食材を提供する事業）や子どもが安心して自由に過ごせる居場所を提供する事業（上記 4(1)を除く。）に配分する。
- ② 1 か所当たり 10 万円を限度に運営費（食材費、備品費、感染症対策のための消耗品費等）として配分する。

5 福祉車両整備事業

- (1) 社会福祉法人・更生保護法人が経営する施設・団体（市町村社協を除く）及び社会福祉事業を活動目的とする NPO 法人の車両整備事業に対する配分は、総事業費の 4 分の 3 の額とし、150 万円を限度とする。但し、配分対象は車両本体価格、受配表示費用及びそれに係る消費税とし、その他の税金、諸経費、付属品は対象外とする。また、中古車は配分対象としない。
- (2) 1 法人 1 台とし、合計 4 台を配分する。但し、募金の状況等により配分台数を変更することがある。なお、同一施設及び団体には配分後 3 か年は配分を行わないこととし、再申請の場合は配分順位を後位とする。また、有償移送サービス事業は配分対象としない。
- (3) 緊急度、地域バランス、当該施設及び団体の車両保有台数及び財政状況を勘案のうえ配分する。同一市町村から複数の申請があった場合は、当該共同募金委員会の推薦順位を考慮する。

- (4) 車両の受配表示は、車両の両側面に赤い羽根ロゴマーク、法人名、施設名を記入しなければならない。また、車両後部右側に赤い羽根ロゴマークと「赤い羽根共同募金 助成車両」と表示すること。なお、車体の色は白とし、赤い羽根のマークや文字は赤色とする。

6 赤い羽根「福祉の心」推進事業

- (1) 社会福祉法人が経営する保育所及びこども園において行う保育活動の中で、子ども達の「福祉の心」を育てることに関する事業を配分対象とする。
- (2) 配分の額は5万円を上限とする。
- (3) この配分は、単年度配分とする。但し、事業の目的によりその効果が期待される事業については、3か年を限度とし、配分年限を設定する。

7 地域福祉・在宅福祉事業

- (1) 先駆的な且つ多様な民間の社会福祉活動及び活動の立ち上がりの時期を含む支援のための事業を配分対象とする。
- (2) 配分の額は、総事業費の4分の3の額とし、1団体あたり（市町村社協を除く。）30万円を上限とする。
- (3) この事業の取扱いは、別に定める「地域福祉・在宅福祉事業配分取扱要領」により実施する。

8 防災資機材整備支援事業

- (1) 市町村社協及び公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会が行う防災・減災活動に必要な備品や資機材の整備事業を配分対象とする。
- (2) 配分の額は1団体あたり20万円を上限とする。
- (3) 配分に当たっては、整備される資機材の効率的な運用、緊急性、及び必要性を重視する。